



労務通信 132号



成迫 社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152



2022年10月からの社会保険適用拡大について

2022年10月より短時間労働者に係る社会保険の適用拡大が行われます。

対象となる企業は従業員数（厚生年金保険の被保険者数）100人超まで引き下げられます。また2024年10月からは従業員数が50人超になります。社会保険の加入の有無は短時間労働者にとっては興味の強い内容の為、対象企業以外でも話題や相談が出ています。一度適用拡大についてご確認ください。

【対象企業】

そもそも従業員数100人超に該当するかは、以下を指すことになっています。

法人事業所の場合	同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12ヶ月のうち、6ヶ月以上100人を超えることが見込まれる
個人事業所の場合	適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12ヶ月のうち、6ヶ月以上100人を超えることが見込まれる

上記の要件における100人は2024年10月からは50人と読み替えての判断になります。



【対象となる短時間労働者】

短時間労働者が被保険者となる一定の要件とは、以下にすべて当てはまる方になります。

	要件	詳細
①	1週の所定労働時間が20時間以上であること	契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。ただし実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、状況が引き続くと見込まれる場合は3か月目から保険加入となります。
②	雇用期間が2か月以上見込まれる	2022年10月改正により勤続期間1年以上見込みが2か月超の要件に変更。
③	賃金の月額が88,000円以上	時給・日給を月額に換算して各諸手当も含めた賃金が対象になります。時間外手当や最低賃金法で算入しない精勤・通勤・家族手当は含めません。
④	学生でないこと	雇用保険の取り扱いと同様。

この社会保険適用拡大は、様々な影響が考えられます。

企業にとっては社会保険料の負担が増加します。月の給与額が100,000円のパートタイマー10名が新たに社会保険の加入対象となった場合、年間の企業負担額は約1,849,000円増加すると試算されています。同じく従業員にとっても負担が出るため、社会保険に加入することにメリットを感じない短時間労働者が退職する影響もあります。要件に当たる場合は加入が必要になるため、加入対象となる従業員に対して、働き方の見直しを含め丁寧な説明が必要になります。個々の従業員の状況に沿った相談が必要になりますが、この機会に労働時間の増加や正社員転換も選択肢になりえます。キャリアアップ助成金では、正社員転換コースだけでなく、週所定労働時間を5時間以上延長して新たに社会保険に適用した場合、1人当たり225,000円の助成金のコースも用意されています。

対象企業となるか、早めに現在の厚生年金保険の被保険者数と適用拡大後に被保険者となる従業員の範囲を確認しておきましょう。また対象となりえる従業員に対して早めに制度の説明および個々の保険料等を丁寧に説明・相談をしていただきますようお願い致します。

榊 千佳子

お知らせ

8/13より成迫 社会保険労務士法人長野事務所の住所表示が変更になります。

『長野市栗田 1597 番地』となります。